

平成14年12月10日

裁判官の任命手続の見直しに関する検討状況について その3

最高裁判所事務総局

11月22日に開催された一般規則制定諮問委員会において、資料25（委員会配布資料12）の要綱案に基づき、論点全般について協議され、下線部の点が新たに確認された。

その他の点（下線が引かれていない部分）は、前回までに当検討会にご説明し、当検討会でも確認された事項であるが、下線部分の検討の便宜のため、併せて記載した。

また、要綱には採り入れないが、制度運営上留意すべき事項として確認された事項についても、上記と同様の形で記載した。

なお、の部分に、確認した趣旨等について記載した。

< 最高裁判所に設置する委員会 >

1 設置

最高裁判所に、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

委員会の名称を定めた。

2 所掌事務等

(1) 委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

最高裁判所の諮問に応じて、高等裁判所長官、判事及び判事補（以下「下級裁判所裁判官」という。）として任命されるべき者を指名することの適否その他指名に関する事項を審議すること。

の規定により指名の適否について諮問に付した者（以下「指名候補者」という。）に関する情報を収集すること。

の審議の結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。

高等裁判所長官への指名の適否は、「弁護士等から任官を希望する者

は諮問の対象とし、長年裁判官の経験があり裁判官として指名・任命手続を経ている者は諮問の対象としないこと」という内容が確認された。

*この内容の規定における表現の仕方(規定振り)は、なお検討する。

委員会の活動として、指名候補者に関する情報を収集することも含まれることから、この点を として所掌事務に規定することが確認された。

(注)その他確認された事項

- ・ の「意見」は、指名の適否の意見とその理由を含むものであり、委員会は、指名の適否について意見を述べるに当たっては、その理由を付することができるものとする。
- ・ 簡易裁判所判事の指名の適否については委員会への諮問の対象としないが、簡易裁判所判事選考委員会について、その委員構成等を委員会に近づける方向で、その改革を図るのが適当である。

(2) 最高裁判所は、下級裁判所裁判官への任官を最高裁判所に対して希望した者(以下「任官希望者」という。)については、当該任官希望者を指名することの適否につき、委員会に諮問しなければならないものとする。

ただし、当該任官希望者がかつて下級裁判所裁判官として任命されたことがあり、かつ、その者の免官又は転官から経過した期間が短期であるため、諮問をする必要性が低いものとして委員会が定める場合には、この限りでないものとする。

短期間裁判官の身分を離れた者が復帰する場合については、原則として諮問の対象とする必要はないことが確認された。

*ただし書の規定振りは、なお検討する。

(3) 最高裁判所は、諮問に当たっては、指名の適否の意見を付さないものとするものとする。

(注)その他確認された事項

- ・ 最高裁判所は、(1)の規定による諮問をする場合、指名候補者に関する資料を委員会に提出するものとする。なお、最高裁判所が、諮問に当たり、委員会の審議を実質的なものとするため、どのような資料を委員会に提出するかについては、委員会の検討と

運用に委ねることとする。

最高裁が諮問に際して資料を提出すること等の運用に関わる留意点が確認された。

3 所掌事務に関連する事項

最高裁判所は、指名候補者について指名するか否かを決定したときは、その結果を委員会に通知するものとする。

この場合において、次のいずれかに該当するときは、その決定の理由をも委員会に通知するものとする。

委員会が指名することは適当である旨の意見を述べた指名候補者を指名しなかったとき。

委員会が指名することは適当ではない旨の意見を述べた指名候補者を指名したとき。

その他最高裁判所が必要と認めるとき

委員会に通知すべきものとして、「最高裁が指名しないことを決定した場合のうち、 の場合を除くもの」等が想定されることから、 の点が確認された。

(注) その他確認された事項

- ・ 最高裁判所は指名候補者を指名しなかったときは、求めがあれば、その者に対し、その理由を明らかにするのが適当である。

4 組織

委員会は、委員11人で組織するものとする。

委員の人数を定めた。

5 委員の任命

委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者のうちから、最高裁判所が任命するものとする。

(注) その他確認された事項

- ・ 委員構成は、法曹三者5人(裁判官2人、検察官1人、弁護士2人)、学識経験者6人とする。

要綱には、上記のように、委員会は法曹三者と学識経験者から構成する旨を規定する形とするが、法曹三者と学識経験者の比率を5対6とするのを基本とすべきことが留意事項として確認された。

- ・ 最高裁判所は、学識経験者のうちから委員を任命するに当たり、できるだけ多方面の意見を聴取して適切な選任が行われるよう配慮するのが適当である。

6 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、3年とするものとする。
- (2) 委員は、再任されることが出来るものとする。
- (3) 委員は、非常勤とするものとする。

委員の任期等に関する事項が確認された。

7 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任するものとする。
- (2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するものとする。
- (3) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するものとする。

委員長に関する事項が確認された。

8 議事

- (1) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないものとする。
- (2) 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

議事に関する事項が確認された。

9 委員会の権限

- (1) 説明又は意見の聴取
委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、指名候補者に対して必要な説明を求め、又は指名候補者の意見を聴くことができるものとする。
- (2) 協力依頼
委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、裁判所、検

察庁，日本弁護士連合会，弁護士会その他の者に対して，必要な協力を依頼することができるものとする。

委員会の権限に関する事項が確認された。

* 規定振り（「その他の者」に個人を含むことを明らかにすること，「必要な協力」の内容がより明確になるようにすること等）については，なお検討する。

< 下部組織 >

1 0 地域委員会の設置

- (1) 委員会に，地域委員会を置くものとする。
- (2) 地域委員会は，各高等裁判所の所在地に置くものとする。
下部組織の名称を定めた。

1 1 地域委員会の所掌事務等

- (1) 地域委員会は，次に掲げる事務をつかさどるものとする。
指名候補者に関する情報を収集して，その取りまとめを行うこと。
の規定により取りまとめた内容を委員会に報告すること。
- (2) 地域委員会は，(1)の規定により報告をするに当たっては，必要な意見を付することができるものとする。

(注) その他確認された事項

- ・ 地域委員会は，委員会の求めがない場合にも，必要がある場合には，独自に任官希望者に関する情報を収集できるものとする。

地域委員会の情報収集の権限の内容について，運用上の疑義を生じないように上記のとおり確認された。

1 2 地域委員会の組織

地域委員会は，地域委員5人で組織するものとする。ただし，地域によっては，その数を増加させることができる。

地域委員会の委員の名称を地域委員とした。地域委員の数は5人を原則とするが，地域（管内の裁判官数の多いもの）によっては必要に応じて増員できること

とした。

- * 地域によって必要に応じて増員することができる場合の規定振りは、なお検討する。

1.3 地域委員の任命等

各地域委員会の地域委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者であって、各地域委員会に係る高等裁判所の管轄区域内に居住又は執務するもののうちから、最高裁判所が任命するものとする。

地域委員は各地域委員会が置かれる高等裁判所の管轄区域内に居住又は執務する者として確認された。

(注) その他確認された事項

- ・ 委員構成は、法曹三者3人(裁判官、検察官、弁護士各1人)、学識経験者2人を基本とするのが適当である。その地域委員数を増加させる場合にも、この構成比を基本とするよう配慮するのが適当である。

要綱には委員会と同様に上記のように規定するが、法曹三者と学識経験者の比率が3対2とするのを基本とするよう留意すべきことが確認された。

1.4 地域委員の任期等

- (1) 地域委員の任期は、3年とするものとする。
- (2) 地域委員は、再任されることが出来るものとする。
- (3) 地域委員は、非常勤とするものとする。

地域委員の任期等に関する事項が確認された。

1.5 地域委員長

- (1) 地域委員会に地域委員長を置き、地域委員の互選により選任するものとする。
- (2) 地域委員長は、会務を総理し、地域委員会を代表するものとする。
- (3) 地域委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する地域委員が、その職務を代理するものとする。

地域委員長に関する事項が確認された。

1.6 議事

(1) 地域委員会は、地域委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないものとする。

(2) 地域委員会の議事は、地域委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、地域委員長の決するところによるものとする。

議事に関する事項が確認された。

1 7 地域委員会の権限

(1) 説明又は意見の聴取

地域委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、指名候補者に対して必要な説明を求め、又は指名候補者の意見を聴くことができるものとする。

(2) 協力依頼

地域委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会その他の者に対して、必要な協力を依頼することができるものとする。

地域委員会の権限に関する事項が確認された。

* 規定振りは、委員会と同様に、なお検討する。

< その他の事項 >

1 8 庶務

委員会の庶務は最高裁判所事務総局において、地域委員会に係るものについては各地域委員会に係る高等裁判所の事務局において、それぞれ実質的に処理するものとする。

* 庶務業務の具体的な処理体制については、事務局を独立させ、その事務局員に裁判所職員（事務局勤務）を充てる方法、人事担当部署以外の部署（総務局、総務課）が担当する方法等が考えられるが、なお検討する。

1 9 その他

この要綱案に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。ただし、地域委員会に係るものについては、地域委員長が地域委員会に諮って定めるものとする。

委員会及び地域委員会の運営に必要な事項の定め方が確認された。

20 設置の法形式

この委員会に関する事項は、最高裁判所規則で定めるのが適当である。

設置の法形式について、その方針が確認された。